



熊本県公報

第 1 2 4 5 0 号
平成 27 年 9 月 4 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (") 1
- 保安林の解除に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく少年に有害ながん具類等の指定告示の一部改正…………… (くらしの安全推進課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 県有林立木の公売の延期…………… (森林整備課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 平成 27 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 5
- 平成 27 年度第 2 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 5
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (感染症発生動向調査企画委員会) 6
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (人事委員会) 6

告 示

熊本県告示第 7 6 5 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 27 年 9 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
荒木医院	八代市豊原下町 3 3 2 5 - 1	平成 17 年 8 月 3 1 日
長谷川整形外科医院	八代市海士江町 2 9 1 3	平成 23 年 1 2 月 3 1 日
西原クリニック	荒尾市西原町一丁目 4 - 2 4	平成 25 年 5 月 1 日
阿蘇市波野診療所	阿蘇市波野大字波野 2 7 0 3	平成 17 年 2 月 1 0 日

熊本県告示第 7 6 6 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
医療法人こころ荒木医院	八代市豊原下町3325-1	平成17年9月1日
長谷川整形外科医院	八代市海士江町2913	平成24年1月1日
西原クリニック	荒尾市西原町一丁目4-24	平成25年5月1日
阿蘇医療センター波野診療所	阿蘇市波野大字波野2703	平成17年2月11日

熊本県告示第767号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 球磨郡あさぎり町岡原北字土手谷1389番2、1389番3
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第768号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害福祉サービス事業所ヘルパーステーションつくし 阿蘇市内牧207	合同会社 つくし 阿蘇市狩尾203-4 田代 春美	同行援護	平成27年9月1日

熊本県告示第769号

平成20年9月26日熊本県告示第846号(熊本県少年保護育成条例に基づく少年に有害ながん具類等の指定)の一部を次のように改め、平成27年9月4日から適用する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「第17条」を「第101条」に、「第9条第2号」を「第37条第2号」に改める。

熊本県告示第770号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団蘇心会	デイサービスたけしま	上天草市大矢野町登立1426番地11	平成27年9月1日	通所介護

熊本県告示第771号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団蘇心会	デイサービス たけしま	上天草市大矢野 町登立1426 番地11	平成27年 9月1日	介護予防通所 介護

熊本県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字川辺立目 3785番3地先から 球磨郡相良村大字川辺北上川 3723番4地先まで	24.4	交差点改良（相良村からの協議）

2 供用を開始する期日 平成27年9月8日

熊本県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字小日野 5435番地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字橋場 5483番4地先まで	256.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年9月4日

熊本県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字下柏 308番6地先から 同所 308番7地先まで	40.0	防交 (改築)
------	-------	--	------	------------

2 供用を開始する期日 平成27年9月4日

熊本県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	日生野隈府線	菊池市木庭字山下 1641番1地先から 同所 1625番2地先まで	54.5	防交

2 供用を開始する期日 平成27年9月8日

公 告

熊本県公告第594号

平成27年6月26日熊本県公告第433号において公売することとした県有林立木について、入札及び開札の日時並びに契約締結期限を延期したので次のとおり公告する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 延期後の入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成27年9月9日（水） 午前9時30分入札 即時開札

(2) 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

2 延期後の契約締結期限

契約締結の期限は、平成27年9月18日（金）とする。

熊本県公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字平田字棚田564番1
494.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡益城町広崎990番地4 セジュール西久保1102
奥田 武

熊本県公告第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字杉水字中谷3730番、同3733番1、同3733番2、同3736番1、同3736番3、同3737番2、同3738番3及び里道
10、148.31平方メートル（全体面積 15,910.45平方メートル）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
愛媛県新居浜市西原町二丁目4番36号
一宮運輸株式会社

登載依頼**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成27年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年9月4日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成27年9月16日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域振興局2階 中会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 中東呼吸器症候群（MERS）対策に係る患者搬送訓練実施について
(3) 平成27年度鹿本地域病院群輪番制の運営について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局
熊本県山鹿保健所総務福祉課内
(電話0968-48-1202)

熊本県男女共同参画審議会公告第40号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年9月4日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成27年9月11日（金）
13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議事
(1) 平成27年度版熊本県男女共同参画年次報告書（案）について
(2) 第4次熊本県男女共同参画計画（案）について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第2号

平成27年度第3回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成27年9月4日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高 木 一 孝

- 1 開催日時
平成27年9月16日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題
平成27年8月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年9月4日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第22号中「「共済長期掛金」」を「「共済長期厚生掛金」「共済長期退職掛金」」に改め、同条同項第27号中「共済長期掛金」を「共済長期厚生掛金、共済長期退職掛金」に改め、同条同項第33号中「共済長期掛金」を「共済長期厚生掛金」に改める。

第17条第2項第4号中「「共済長期掛金」」を「「共済長期厚生掛金」「共済長期退職掛金」」に改め、同条同項第8号中「共済長期掛金」を「共済長期厚生掛金、共済長期退職掛金」に改める。

別記第3号様式中

共済長期掛金	共済短期掛金	共済介護掛金	を

共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金	共済短期掛金	に、	健康保険料	を

共済介護掛金 健康保険料 に改める。

別記第4号様式中

共済長期掛金	共済短期掛金	を

共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金	に、	共済介護掛金	を

「

共済短期掛金	共済介護掛金

に改める。」

附 則
この規程は、平成27年10月1日から施行する。